



令和2年2月3日

保護者様

宜野湾市立普天間第二小学校
校長 知念 克治
(公印省略)

緊急事態宣言下における新型コロナウイルス感染予防及び
発熱・風邪症状がある場合の対応について (お願い)

向春の頃、保護者の皆さまにはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、沖縄県の「緊急事態宣言」にともない、宜野湾市教育委員会より「幼稚園・小学校における新型コロナウイルス感染症への対応にかかる臨時休業（休校）等の基準（更新版）」が発出されました（令和3年1月29日）。

学校では、毎朝の「健康観察シート」の確認、手洗いの徹底等、感染予防に取り組んでいます。保護者の皆さまにおかれましても、再度、お子さまの健康状態の把握ならびに感染症予防の指導をよろしくご理解ご協力をお願い申し上げます。

記

1. 対象 地域の感染レベルが3の学校（宜野湾市内は3-1）
2. 期間 緊急事態宣言終了日まで
3. 感染予防に関すること
 - (1) 発熱等や風邪症状で学校を休む場合や早退した場合は、かかりつけ医や医療機関で受診するようお願いします。受診の際には、「再登校の基準」について医師に確認するようにしてください。なお、医療機関からの「陰性証明」「治療証明書」「登校許可書」は不要です。その期間は「出席停止」扱いとなります。
 - (2) 都合により医療機関を受診していない場合は、解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を使用せずに、発熱等の風邪症状の消失した日の翌日から少なくとも72時間（3日間）経過するまで、登校を控えてください。

※発熱、風邪症状とは

発熱（平熱より高い体温、あるいは体温が37.5度以上を目安とする）。咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭熱、鼻汁、鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔吐、味覚障害、臭覚障害などの症状。ただし、鼻炎など基礎疾患の症状である場合を除く